佐賀県における 家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画

令和3月3月 佐賀県農林水産部畜産課

目 次

1	家畜排せつ物の利用の目標	
1	現状	
	(1)適正管理	1
	(2)利用促進	1
	(3)課題と新たな動き	3
2	基本的な対応方向	
	(1)堆肥の利用拡大	4
	(2)畜産環境問題への対応	4
	(3)家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進	4
3	地域別の具体的方策	
	(1)中部地域	5
	(2)北部地域	6
	(3)西部地域	8
_		
		1 0
2	処理高度化施設等についての課題及び今後の目標	1 0
3	家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の	
ŧ	支術の向上に関する事項	
1	技術開発の促進	1 1
2	情報提供及び指導に係る体制の整備	1 1
4	その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項	
		1 1
2	消費者や地域住民等の理解の醸成	1 2
2	消費者や地域住民等の理解の醸成 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の	1 2 1 2
	1 2 3 1 2	 本県における処理施設の整備状況 処理高度化施設等についての課題及び今後の目標 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項 技術開発の促進 情報提供及び指導に係る体制の整備 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

佐賀県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画

本県の畜産業は、令和元年における農業算出額が340億円と、本県農業の総産出額の約1/4を占めており、基幹部門の一つとなっている。

担い手の高齢化や後継者不足等により、飼養戸数・頭数は全体としては減少傾向にあるものの意欲的に規模拡大を行っている畜産経営体もあり、1戸当たりの飼養頭数は増加傾向で推移している。

しかし、近年、畜産経営の大規模化や地域的偏在が進展した結果、地域によっては、生産された堆肥が地域内だけでは利用できずに畜舎や堆肥化処理施設内に滞留してしまう状況や一般住宅との混住化により環境対策を講じることが必要となってきている。

また、肥料取締法(昭和25年法律第127号)の改正により堆肥と化学肥料の 混合に関する規制が緩和され、堆肥の高付加価値化や広域流通の余地が拡大し ている。

このため、畜産農家はもとより、県、市町、農業関係団体等の関係者が一体となって、次に掲げる事項に留意し、令和12年度を目標とする家畜排せつ物の利用の促進を図るための取組などを計画的に推進する。

第1 家畜排せつ物の利用の目標

1 現状

(1)適正管理

本県では、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第2号。以下「法」という。)が平成11年7月に制定され、平成16年11月には、法に基づく管理基準の適用猶予期間が終了したが、それ以降、関係者一体となって家畜排せつ物処理施設の整備支援や堆肥処理技術の指導等に取り組んだ結果、すべての法適用対象農家において、法に規定される管理基準の遵守・徹底が図られている状況となっている。

(2)利用促進

本県における令和2年2月1日現在の法適用対象農家(牛、馬にあって ては10頭未満、豚にあっては100頭未満、鶏にあっては2,000羽未満の 農家を除く)における家畜の飼養頭羽数(子牛、子豚については排せ つ物が少ないこと等から頭数カウントから除外)は、乳用牛(育成を 含む)2,128頭、肥育牛37,309頭、繁殖牛(育成を含む)12,032頭、豚 52,748頭、採卵鶏482千羽、肉用鶏3,989千羽となっており、これらの 家畜から発生する年間のふんの量は約615千トン、尿の量は約210千ト ン、合計825千トンと推計される。(表1)

表 1 畜種別家畜排せつ物の発生量の現状及び見込み (単位:頭・羽、千トン)

女任		現状(令和	口元年度)			見込み(令	和12年度)	
畜種	飼養頭数羽数	ふん	尿	計	飼養頭数羽数	ふん	尿	尿 計 10.6 46.7 91.2 340.3 32.3 128.6 127.8 196.7 - 31.8 - 183.2
乳用牛	2,128	29.5	8.6	38.1	2,600	36.2	10.6	46.7
肥育牛	37,309	242.4	88.7	331.1	38,330	249.1	91.2	340.3
繁殖牛	12,032	87.8	29.4	117.3	13,194	96.3	32.3	128.6
豚	52,748	44.1	82.9	126.9	85,000	68.9	127.8	196.7
採卵鶏	481,868	22.1	ı	22.1	694,000	31.8	-	31.8
肉用鶏	3,989,350	189.3		189.3	3,860,000	183.2	_	183.2
合計	4,575,435	615.2	209.6	824.8	4,693,124	665.4	261.9	927.2

資料:佐賀県「令和元年度家畜飼養頭数定期報告(R2.2.1現在)」、佐賀県酪農·肉用牛近代化計画(R2)

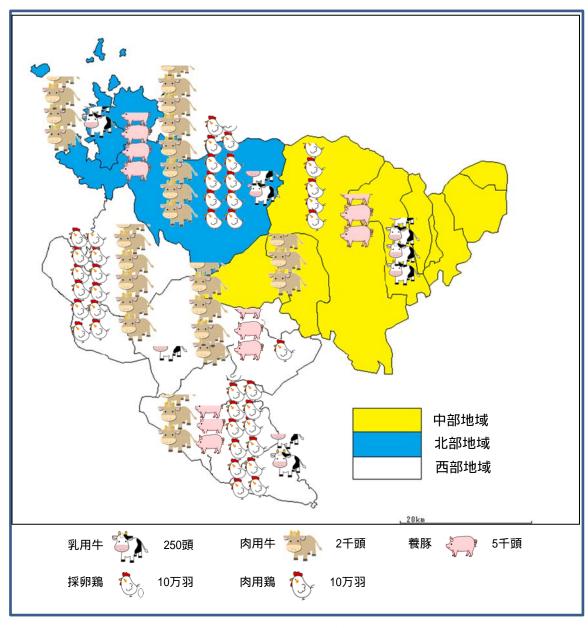


図1 県内の家畜飼養頭数の分布図(令和元年度) 資料:佐賀県「令和元年度家畜飼養頭数定期報告(R2.2.1)」

生産された堆肥のほとんどが農地還元されているものの、各市町における家畜排せつ物の生産量と還元先となる耕地面積のバランス(耕地面積1ha当たりの窒素負荷量)については、肉用鶏の飼養羽数が多い太良町や有田町、肉用牛の飼養頭数が多い唐津市や玄海町、伊万里市などが耕地面積1ha当たりの窒素負荷が高い傾向にある。

また、堆肥の利用については、米麦農家や露地・施設園芸農家が規模拡大に加えて、高齢化により、散布等に手間のかかる堆肥の利用が敬遠され、その結果、不需要期には堆肥が滞留する場合がある。

表 2 家畜排せつ物仕向先分類別割合

(単位:%)

从 台 #	曲小二		エネルギー	治儿加亚	7. O. Ith	∧ =⊥	
仕向先	農地還元	うち堆肥化	利用	浄化処理	その他	合計	
平成30年	00 5	07.6	0.0	10.0	1.0	100.0	
(現状)	88.5	87.6	0.0	10.2	1.3	100.0	

参考資料:「平成30年度家畜排せつ物施行状況等調査」

(3)課題と新たな動き

法の本格施行から約15年が経過し、当時新設された処理施設の老朽 化が顕在化しており、家畜排せつ物が適正に処理されなくなる事態が 発生している。

また、畜産農家が大規模化する中で、環境規制の強化、混住化の進展等により周辺住民からの苦情が顕在化・深刻化し、臭気の低減対策及び家畜排せつ物や畜舎洗浄水などの汚水の浄化処理対策の強化が課題となっている。(表3)

一方で、耕種農家における土づくりに堆肥の適切な利用が不可欠な中、肥料取締法が改正され、堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和されたことから、堆肥の高付加価値化や広域流通の動きがある。

玄海町では、飼養規模の拡大により家畜排せつ物の発生量の増大が 見込まれるものの、耕作地に限りがあり、堆肥としての利用が進まな いことから、家畜排せつ物をメタン発酵・発電(売電)し、発生する 残渣を利用した再生敷料を畜産農家へ還元する「家畜排せつ物バイオ ガス発電プロジェクト」が検討されている。

表 3 苦情発生件数

年	度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
発生件数	畜種	13	23	18	15	13	18	17	9	10	17
	乳用牛	4	5	2	3	2	5	2	1	2	1
	肉用牛	3	8	8	4	4	6	5	3	3	7
家畜の種類 別発生件数		3	4	2	1	3	4	1	1	3	5
	採卵鶏	2	5	4	4	4	2	7	3	1	3
	肉用鶏	1	1	2	2	0	1	2	0	0	1
	水質汚濁	6	19	9	6	7	3	5	3	4	6
苦情別発生	悪臭	9	13	5	2	4	5	4	2	4	7
件数 (延べ数)	害虫	0	3	2	2	5	2	2	4	2	6
	その他	3	10	4	5	4	8	6	1	0	3

[※]苦情別発生件数については延べ数であるため、合計数が合わないこともある。

2 基本的な対応方向

(1) 堆肥の利用拡大

まずは畜産農家自らが、経営内で生産した良質な堆肥を適切に施肥して自給飼料を生産するとともに、土づくり等による、持続的かつ循環的な農畜産業の実現のため、可能な限り肥料や土壌改良資材として耕地に還元するよう地域内での利用促進を図る。

また、堆肥が不足している地域の情報について、市町、生産者団体、 肥料メーカー等とも連携しつつ、堆肥の需給のマッチングや流通システムの構築を図る。

さらに、今般の肥料取締法の改正で堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和されたことを踏まえ、必要に応じて肥料メーカーとも連携しつ、耕種農家のニーズに合った堆肥の生産を進める。

なお、法の本格施行時に新設された処理施設が老朽化していることから、修繕や更新を実施し、家畜排せつ物の適正処理を徹底する。

(2) 畜産環境問題への対応

家畜排せつ物の適切な処理は、畜産業を営む者自らの責任において行うべきものであり、家畜排せつ物の管理及び利用の過程で発生する悪臭や水質汚濁が発生しないよう、適正処理を行う。

(3)家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

飼養規模の拡大により家畜排せつ物の発生量の増大が見込まれるにも

資料:佐賀県「苦情発生状況調査」

かかわらず、堆肥としての利用が進まない地域等においては、家畜排せつ物を活用した電気、熱等のエネルギー利用を推進する。

なお、エネルギー利用については原料の収集・運搬・保管体制の整備 やエネルギー化施設の建設コストの問題、メタン発酵消化液の利用法な ど解決すべき課題が多いことから、技術開発や取組事例の情報収集をす るなど慎重に進める。

3 地域別の具体的方策

(1)中部地域

本地域では、他の地域と比べ混住化が進展していることから畜産 環境問題の発生も多く、家畜排せつ物法、悪臭防止法及び水質汚濁 法に定められた基準等を遵守することはもとより、周辺環境にも配 慮した経営をすべき地域である。特に大規模な畜産農家については、 家畜排せつ物の管理及び処理の過程で発生する臭気や畜舎等から排 出される汚水に対する周辺住民からの苦情が顕在化・深刻化してい るところもあることから、堆肥舎の稼働方法の検討や一般排水基準 を満たす浄化処理施設の設置等臭気対策の徹底が求められている。

また、本地域は米・麦等を中心とした水田平坦地帯であり、地域内の農地面積は、発生する家畜排せつ物量に比べて余裕があると考えられることから、良質な堆肥の生産や散布組織を育成することで、耕種農家からの利用が進み、家畜排せつ物処理の課題は軽減されると考えられる。

肉用鶏農家と飼料用米を通じた取組や畜産農家と集落営農組織との稲発酵粗飼料(WCS)を通じた取組等耕畜連携の取組も進んでいる地域である。

表4 中部地域の畜種ごとの飼養頭羽数及び県全体に占める頭羽数割合

畜種	飼養頭羽数	1戸当たりの 飼養頭羽数	県全体に占める 飼養頭羽数割合
乳用牛	831頭	52頭/戸	39.1%
肥育牛	4,375頭	109頭/戸	11.7%
繁殖牛	1,531頭	38頭/戸	12.7%
豚	11,532頭	2,883頭/戸	21.9%
採卵鶏	125,979羽	10,498羽/戸	26.1%
肉用鶏	372,400羽	41,378羽/戸	9.3%

資料:佐賀県「令和元年度家畜飼養頭羽数定期報告(R2.2.1)」

堆肥の利用促進

畜産農家が堆肥を自ら利用する場合については、適正な量の堆肥を 圃場に施用するように推進する。

稲作農家と畜産農家の間で、稲わらと堆肥の交換を引き続き促進するとともに、堆肥を必要とする耕種農家のニーズ(価格、品質、必要量、運搬・散布方法等)を的確に把握し、それに対応することで、堆肥の供給を促す。畜産農家、耕種農家ともに高齢化が進展する中、堆肥生産、散布作業等が負担となり、堆肥利用の促進に支障が生じる可能性があるため、堆肥散布組織の育成を図るとともに、堆肥ストック場、マニュアスプレッダ等の整備を図るものとする。

また、地域内で堆肥を有効に活用するため、畜産農家は、耕種農家が求める良質な堆肥を生産するとともに、畜産農家や市町、農業団体、家畜保健衛生所等で構成している畜産クラスター協議会において 堆肥利用に向けた取組が実施されるよう指導していく。

さらに、堆肥の生産の増加が予想されることから、完熟化、ペレット化、化学肥料等との配合など、耕種農家のニーズを踏まえた堆肥の高品質化により、利用を促進する。より広域流通させるために、県市町、生産者団体等の耕種部局と畜産部局が、肥料メーカー等と連携して堆肥の需給のマッチング等の取組を推進することとする。

畜産環境対策

畜産農家における家畜排せつ物処理施設の管理状況や堆肥生産及び 畜舎等からの排水処理状況などについて確認し、その改善が必要と判 断される場合には、市町等の関係機関と連携して、畜産農家に対して 適正な施設管理及び堆肥の生産技術について指導・助言し、畜産環境 の改善を図るものとする。

また、畜産農家は、周辺住民とのコミュニケーション推進に努めるとともに、周辺住民からの悪臭の苦情が継続する場合は、市町と協力し、住民と畜産農家との話し合いの場を設定する。

(2)北部地域

本地域は、肉用牛を主体とした畜産経営が盛んであり、肥育牛及び 繁殖牛の飼養頭数は、県内の約44%を占めており、家畜排せつ物の処 理状況は、農協系統の肥育牛生産農家では個々の農家での堆肥化と併 せて、農協で整備されている4ヶ所の堆肥センターで堆肥化している。 (表5)

また、上場土地改良事業により造成・整備された畑地帯では、乳用 牛、肥育牛、繁殖牛の堆肥を飼料用畑やタマネギ畑等に散布している ものの、一部の圃場では堆肥が適正値を超えている場合もある。

しかしながら、地域内の農地面積は、発生する家畜排せつ物量に比べて十分に余裕があるとは言えず、特に肥育牛については、1戸当た

りの飼養頭数も336頭/戸と県平均の179頭/戸と比較しても1農家から発生する量も多く、さらに、キャトルステーション及びブリーディングステーション(令和4年度稼働予定)など大規模な施設から発生する堆肥の量も多いことから、地域内での堆肥の有効活用はもとより、家畜の飼養頭数が比較的少ない水田平坦地域との広域流通体制を構築することが必要である。(表5)

養豚、養鶏については、飼養規模の拡大により、家畜排せつ物の処理及び利用に苦慮しており、環境対策への取組が必要となっている。

表 5 北部地域の畜種ごとの飼養頭羽数及び県全体に占める頭羽数割合

畜種	飼養頭羽数	1戸当たりの 飼養頭羽数	県全体に占める 飼養頭羽数割合
乳用牛	722頭	52頭/戸	33.9%
肥育牛	16,471頭	336頭/戸	44.1%
繁殖牛	5,467頭	43頭/戸	45.4%
豚	18,702頭	1,559頭/戸	35.5%
採卵鶏	112,686羽	16,098羽/戸	23.4%
肉用鶏	1,073,200羽	107,320羽/戸	26.9%

資料:佐賀県「令和元年度家畜飼養頭羽数定期報告(R2.2.1)」

堆肥の地域内での利用促進

畜産農家が堆肥を自らの自給飼料生産に利用する場合については、 適正な量の堆肥を圃場に施用するように指導する。

また、地域内での堆肥の利用を拡大するためには、畜産農家は耕種 農家が求める良質な堆肥を生産するとともに、畜産クラスター協議会 での堆肥利用に向けた取組の推進や市町及び農業団体等の関係機関と 連携して、耕種連携の取組を進めていく。特に、堆肥の散布体制を確 立することが重要であることから、唐津農業協同組合が有する農作業 受託センターの活用や新たな組織化を検討する。

さらに、上場地域の営農再構築に向けた農業用排水施設の再整備を 契機に、露地野菜の果樹・野菜・花き等の品目の作付推進と併せて、 耕畜連携を通じた堆肥の有効活用の取組を推進する。

堆肥の広域的な流通の円滑化

堆肥の地域内での有効活用を基本としつつも、地域における堆肥の 生産量が需要量を超えていることから、家畜の飼養頭数が比較的少な い水田平坦地域へ堆肥を供給することが必要である。

このため、畜産農家及び関係機関等は、耕種農家等の農産サイドの

関係者に対して堆肥に関する情報(畜種別の供給可能量、使用した副資材の種類、主要な成分含有量、価格、運搬・散布方法等)を提供するほか、耕種農家のニーズ(価格、品質、必要量、運搬・散布方法等)を的確に把握する。

また、堆肥を広域的に流通させるためには、堆肥の運搬にかかる費用負担や一時保管施設の確保、堆肥の散布体制の整備などの課題があることから、畜産サイド耕種サイド両方の関係機関等が一体となり、これらの課題について協議・検討し、円滑な広域流通に向けたルール作りを行う。

さらに、堆肥の生産の増加が予想されることから、完熟化、ペレット化、化学肥料等との配合など、耕種農家のニーズを踏まえた堆肥の高品質化により、利用を促進する。より広域に流通させるために、県、市町、生産者団体等の耕種部局と畜産部局が肥料メーカー等と連携して堆肥の需給のマッチング等を推進する。

エネルギー利用の推進

玄海町においては、近年、堆肥を還元できる農地面積が減少し、家畜増頭の障害になっていることから、令和元年11月に「バイオマス産業都市構想」の認定を受け、家畜排せつ物等、バイオマス資源からのエネルギー創出により、できるだけ化石資源に頼らない、環境にやさしく持続可能なまちを目指している。その中で、バイオガスプラントを建設が計画されていることから、循環型社会構築に向けたバイオマスエネルギー利用等への転換を推進する。

畜産環境対策

畜産農家における家畜排せつ物処理施設の管理状況や堆肥生産及び 畜舎等からの排水処理状況などについて確認し、その改善が必要と判 断される場合には、市町等の関係機関と連携して、畜産農家に対して 適正な施設管理及び堆肥の生産技術について指導・助言し、畜産環境 の改善を図るものとする。

また、畜産農家は、周辺住民とのコミュニケーション推進に努める とともに、周辺住民からの悪臭の苦情が継続する場合は、市町と協力 し、住民と畜産農家との話し合いの場を設定する。

(3)西部地域

本地域は、肥育牛の飼養頭数が県内の約44%、肉用鶏については約64%、採卵鶏の飼養羽数が約半分を占める畜産地帯である。

家畜排せつ物の処理状況は、農協系統の肉用牛や肉用鶏では、個々の 農家での堆肥舎と併せて、農協で運営されている堆肥センター(8ヶ所) で堆肥化されている(表6)。また、養豚では、個々の農家の多くがふん は堆肥舎で処理し、尿については浄化槽で浄化処理を行っている。 生産された堆肥は、白石平野を中心とする杵島地区では、米・麦の生産はもとより、タマネギ等の露地野菜やイチゴなどの施設野菜の生産が盛んに行われており、土づくりの一環として耕作地への散布が推奨されている。一方、家畜の飼養頭羽数が多い西松浦地区や藤津地区では、発生する家畜排せつ物に対し地区内の農地面積が少なく、多くの畜産農家、特に養豚・養鶏については、堆肥の供給先の確保に苦慮している。

表 6 西部地域の畜種ごとの飼養頭数及び県全体に占める頭羽数割合

畜種	飼養頭羽数	1戸当たりの 飼養頭羽数	県全体に占める 飼養頭羽数割合
乳用牛	575頭	82頭/戸	27.0%
肥育牛	16,463頭	137頭/戸	44.1%
繁殖牛	5,034頭	37頭/戸	41.8%
豚	22,514頭	1,185頭/戸	42.7%
採卵鶏	243,203羽	24,320羽/戸	50.5%
肉用鶏	2,543,750羽	54,122羽/戸	63.8%

資料:佐賀県「令和元年度家畜飼養頭羽数定期報告(R2.2.1)」

堆肥の利用促進

畜産農家が堆肥を自らの自給飼料生産に利用する場合については、 適正な量の堆肥を圃場に施用するように指導する。

また、当地区は、畜産地域と耕種地域とが偏在しているため、堆肥センターの有効活用を図りながら、畜産クラスター協議会での堆肥利用に向けた取組の推進や市町及び農業関係団体等と連携した堆肥の流通体制の構築など、耕種連携を図ることとする。

その他、当地区では、肉用鶏の飼養羽数が多いことから鶏糞の処理・利用について検討し、地域内での利用や耕種農家とのマッチングを促進していく。

さらに、堆肥の生産の増加が予想されることから、完熟化、ペレット化、化学肥料等との配合など、耕種農家のニーズを踏まえた堆肥の高品質化により、利用を促進する。より広域に流通させるために、県、市町、生産者団体等の耕種部局と畜産部局が肥料メーカー等と連携して堆肥の需給のマッチング等を推進する。

畜産環境対策

畜産農家における家畜排せつ物処理施設の管理状況や堆肥生産及び 畜舎等からの排水処理状況などについて確認し、その改善が必要と判 断される場合には、市町等の関係機関と連携して、畜産農家に対して 適正な施設管理及び堆肥の生産技術について指導・助言し、畜産環境 の改善を図るものとする。

また、畜産農家は、周辺住民とのコミュニケーション推進に努めるとともに、周辺住民からの悪臭の苦情が継続する場合は、市町と協力し、住民と畜産農家との話し合いの場を設定する。

第2 家畜排せつ物の処理高度化施設の整備状況及び今後の目標

1 本県における処理施設の整備状況

本県における家畜排せつ物の処理施設の整備状況としては、農協が管理している堆肥センターが12ヶ所、畜産農家個々の堆肥舎が512ヶ所、攪拌発酵機が62ヶ所、攪拌乾燥機が22ヶ所となっている。また、乳用牛や豚の尿処理施設の整備状況としては、貯尿槽が34ヶ所、浄化槽が50ヶ所となっており、一部の農家では、送風装置等を備えた家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設(以下、処理高度化施設という。)を導入している。(表7)

表7 家畜排せつ物の処理施設の整備状況 (単位:ヶ所)

10 /		(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	堆肥センター	堆肥舎	撹拌発酵	撹拌乾燥	発酵機	净化処理施設	貯尿槽
乳用牛		19	11	3	3	0	17
肉用牛		412	20	3	19	1	28
豚	12	23	17	0	4	33	5
肉用鶏	12	43	7	0	0	0	0
採卵鶏		13	7	16	1	0	0
馬		2	0	0	0	0	0
合計	12	512	62	22	27	34	50

資料:佐賀県「平成30年度家畜排せつ物施行状況調査」

2 処理高度化施設等についての課題及び今後の目標

堆肥舎など処理施設のほとんどが、法が本格施行された平成16年までに整備されたものであることから、老朽化した家畜排せつ物処理施設の能力低下や悪臭の発生、汚水の漏出等を防ぐため、計画的な補改修や機能強化を推進していくことが必要である。

また、新たに処理高度化施設を整備する場合には、整備後の管理方法も併せて習得して継続的に適切な管理を行うことが不可欠である。

さらに、「佐賀県酪農・肉用牛生産近代化計画書」において、肉用

牛・酪農の増頭・増産に取り組み規模拡大が進むことが見込まれる。

今後は、攪拌装置を備えた堆肥化施設、堆肥乾燥施設、堆肥保管施設等を計画的に整備するよう推進する。

一方、堆肥の品質や堆肥運搬の費用負担、一時保管場所の確保、堆肥の散布体制の整備などの課題があることから、散布作業に要するマニュアスプレッダ等の整備や堆肥散布組織の育成を図るとともに、耕種サイドを中心とした堆肥供給センター等の整備を推進する。

また、玄海町において家畜排せつ物を活用した「玄海バイオガス発電 所」の整備が計画されており、畜産農家において家畜排せつ物が滞ること がないよう、関係機関一体となって支援を行う。

- 第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項
 - 1 技術開発の促進

畜産試験場等の試験研究機関においては、関係機関との連携を図りつつ、これまでの研究成果も踏まえ、広域流通に適した良質堆肥の生産・調整技術等の構築を図り、畜産業における環境対策の向上と耕畜連携による堆肥の有効活用に資するものとする。

2 情報提供及び指導に係る体制の整備

本県では、家畜排せつ物の適正管理に関する指導について家畜保健衛生所、良質堆肥の生産及び利用の促進については農業改良普及センターが主体となって、市町、農業団体等と連携して取り組んでいる。

堆肥の有効利用に関する耕種サイドとの連携については、畜産農家と 耕種農家の個人対個人での取組が多かったが、「さが畜産GO×2プロ ジェクト」などを活用しながら地域全体、ひいては県全体での耕畜連携 の体制を整備できるよう関係者が一体となって取り組んでいく。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

1 さが園芸883運動との連携

園芸サイドでは、先進的経営による所得向上や意欲ある新規就農者の確保・育成、経営力のある経営体や産地の育成などを推進することにより、園芸農業産出額を令和10年度までに888億円に伸ばすことを目指す「さが園芸888運動」が展開されており、新たな園芸産地の育成に取り組んでいる。

特に、露地野菜では土づくりを促進するに当たり、土壌の諸性質の改善を通じて地力の向上を図るため、堆肥の適切な利用が重要である。

このため、良質堆肥の生産を指導するとともに、関係機関と連携を図りながら、地力増進のための堆肥の利用促進に努める。

2 消費者や地域住民等の理解の醸成

畜産業の健全な発展を図るためには、家畜排せつ物が発生する家畜の 飼養現場や臭気等に係る畜産環境対策に関する畜産農家の取組や努力に ついても、処理施設の整備状況、整備に係る負担、それによる臭気や排 水中の硝酸性窒素等の低減効果を含め、消費者や地域住民の理解を深め ることが重要である。

このため、市町、生産者団体等とも連携し、畜産農家の環境対策への 取組や堆肥の利用による環境保全型農業の取組、また、酪農教育ファームに見られるような畜産体験学習の実施を推進し、消費者や地域住民が 理解を深められるよう努める。

3 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化 家畜防疫の観点からも、堆肥化を適切に行うための対策を講じること が重要である。

このため、野生動物等が家畜排せつ物に接触して病原体が拡散する可能性や、堆肥が野生動物等により汚染される可能性について、家畜保健衛生所による巡回指導等より、注意喚起を図る。

また、家畜排泄物及び堆肥の運搬に当たっては、運搬車両を通じて家 畜疾病の病原体が伝播する可能性があることも考慮し、堆肥等の散逸防 止、車両の消毒、運搬ルートの検討等に努める。